

認証等用特殊用紙に関する事務の取扱いについて

平成22年5月25日総三第000078号高等裁判所長官，地方，
家庭裁判所長あて総務局長通達

改正 平成23年8月15日総三第000122号
平成24年12月27日総三第000321号
平成25年11月20日総三第220号
平成26年2月12日総三第32号
令和2年7月1日総三第85号
令和2年9月2日総三第120号

標記の事務の取扱いについて下記のとおり定めましたので，法令等の定めによるほか，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 認証等用特殊用紙の使用

次に掲げる書類のうち，当事者その他の関係人に交付する書類については，偽造を防止するための措置を施した用紙（以下「認証等用特殊用紙」という。）を使用する。

- 1 執行文（簡易裁判所においては，2の(14)に掲げるものの正本に付するものに限る。）
- 2 次に掲げるもの（簡易裁判所においては，(14)に掲げるものに限る。）の正本（正本であることが記載された用紙に限る。）
 - (1) 判決書（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第254条第2項の調書を含む。）
 - (2) 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第19条第4項の公判調書を含む。）
 - (3) 調停調書
 - (4) 調停に代わる決定書
 - (5) 労働審判書（労働審判法（平成16年法律第45号）第20条第7項の調書を含む。）
 - (6) 家事審判書
 - (7) 高等裁判所が第一審としてした審判に代わる裁判又は高等裁判所が審判に対する即時抗告を理由があると認めて自らした審判に代わる裁判（非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成24年最高裁判所規則第9号）第1条第1号の規定による廃止前の家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第19条第2項（なお従前の例によることとされる場合を含む。）の審判に代わる裁判のうち終局審判以外の審判に対する即時抗告についてされたものを除く。）の裁判書

- (8) 調停に代わる審判書
- (9) 調停に代わる審判に代わる裁判書
- (10) 金銭の給付を命じる仮処分決定書
- (11) 仲裁判断についての執行決定書
- (12) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第22条第2項（同法第30条第2項及び船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第38条，第43条第6項及び第51条第6項において準用する場合を含む。）の規定により受託者に対して金銭の支払を命じる決定書
- (13) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第32条第1項の決定書（同条第5項の調書を含む。）
- (14) 仮執行の宣言を付した支払督促
- (15) 子の返還申立事件の終局決定（高等裁判所においては，終局決定に対する即時抗告を理由があると認めて自らしたものに限る。）の裁判書

第2 認証等用特殊用紙の管理

1 特殊用紙調整責任者及び特殊用紙保管責任者の指定

各裁判所の長（簡易裁判所にあつては，当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の長）は，認証等用特殊用紙を管理する職員として，特殊用紙調整責任者及び特殊用紙保管責任者を指定する。

2 特殊用紙調整責任者による管理

(1) 受領等

特殊用紙調整責任者は，認証等用特殊用紙の受領及び保管を行い，特殊用紙保管責任者にこれを配布する。

(2) 認証等用特殊用紙授受簿への記載等

ア 認証等用特殊用紙授受簿の備置き

認証等用特殊用紙授受簿（別紙様式）は，司法年度ごとに作成し，特殊用紙調整責任者の下に備え置く。

イ 認証等用特殊用紙授受簿への記載

特殊用紙調整責任者は，(1)の受領及び配布並びに特殊用紙調整責任者の交代に伴う認証等用特殊用紙の引継ぎに当たっては，認証等用特殊用紙授受簿に所要の記載をする。

3 特殊用紙保管責任者による管理

特殊用紙保管責任者は，2の(1)の定めにより配布を受けた認証等用特殊用紙を保管し，裁判所書記官にこれを配布する。

4 裁判所書記官による保管等

裁判所書記官は，3の定めにより配布を受けた認証等用特殊用紙を保管し，これを使用する。

5 認証等用特殊用紙の保管

認証等用特殊用紙は，施錠のできる保管庫又は保管に適する倉庫に収納して保管する。

付 記

この通達は、平成22年5月25日から実施する。ただし、記第1の定めは、同年7月1日から実施する。

付 記（平23.8.15総三第000122号）

この通達は、平成23年10月1日から実施する。

付 記（平24.12.27総三第000321号）

この通達は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の施行の日（平成25年1月1日）から実施する。

付 記（平25.11.20総三第220号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）の施行の日（平成25年12月1日）から実施する。

付 記（平成26.2.12総三第32号）

この通達は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）の施行の日（平成26年4月1日）から実施する。

付 記（令2.7.1総三第85号）

この通達は、令和2年7月27日から実施する。

付 記（令2.9.2総三第120号）

この通達は、令和2年10月1日から実施する。

